

# キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入 に関する公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジ機器の選定を、公平かつ適正に実施するため、キャッシュレス決済の導入を前提としたPOSレジの導入に関する公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、デジタル推進室長、市民センター、デジタル推進室の職員を委員として組織し、内訳は次のとおりとする。

- ・デジタル推進室長
- ・市民センター職員 3名  
(全11センター及び石川分館のうち、3か所から計3名の委員を指名する)
- ・デジタル推進室職員 2名

## (委員長等)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、デジタル推進室長をもって充てる。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長が指名したものが、その職務を代理する。

## (所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 事業者の選定
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が審査に関し必要があると認め  
た事項

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が選定委員会を招集した場合において、出席できない委員があるときは、当該委員が指名する者が当該委員に代わって出席できるものとする。
- 3 前項に定める指名を受けた者は、委員の一切の権限を有するものとする。

- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部デジタル推進室において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本プロポーザルの実施により、優先交渉権者が決定することをもって、その効力を失う。